

審 査 基 準

平成28年6月23日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則
根 抱 条 項：第45条
処 分 の 概 要：店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
法 令 の 定 め：
審 査 基 準：
標準処理期間：14日
申 請 先： 申請書は、交付を受けた警察署の生活安全課（係）窓口に提出してください。
問 合 せ 先：生活安全部生活安全企画課風俗係（電話 0742-23-0110）
備 考：

審 査 基 準

平成28年6月23日作成

法 令 名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則
根 抱 条 項	第55条第2項において準用する第45条
処 分 の 概 要	無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）	奈良県公安委員会
法 令 の 定 め	
審 査 基 準	
標準処理期間	14日
申 請 先	申請書は、交付を受けた警察署の生活安全課（係）窓口に提出してください。
問 合 せ 先	生活安全部生活安全企画課風俗係（電話 0742-23-0110）
備 考	

審 査 基 準

平成28年6月23日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則
根 抱 条 項：第61条第2項において準用する第45条
処 分 の 概 要：映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
法 令 の 定 め：
審 査 基 準：
標準処理期間：14日
申 請 先： 申請書は、交付を受けた警察署の生活安全課（係）窓口に提出してください。
問 合 せ 先：生活安全部生活安全企画課風俗係（電話 0742-23-0110）
備 考：

審 査 基 準

平成28年6月23日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則
根 抱 条 項：第66条第2項において準用する第45条
処 分 の 概 要：店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
法 令 の 定 め：
審 査 基 準：
標準処理期間：14日
申 請 先： 申請書は、交付を受けた警察署の生活安全課（係）窓口に提出してください。
問 合 せ 先：生活安全部生活安全企画課風俗係（電話 0742-23-0110）
備 考：

審 査 基 準

平成28年6月23日作成

法 令 名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則
根 抱 条 項	第72条第2項において準用する第45条
処 分 の 概 要	無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）	奈良県公安委員会
法 令 の 定 め	
審 査 基 準	
標準処理期間	14日
申 請 先	申請書は、交付を受けた警察署の生活安全課（係）窓口に提出してください。
問 合 せ 先	生活安全部生活安全企画課風俗係（電話 0742-23-0110）
備 考	